

長野県告示第520号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成20年8月27日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
志賀高原農業協同組合須賀川支所	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬8132-1	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬8132-1
あらかわ薬局	松本市寿台2-2-6	松本市寿北6-27-1西友寿店内

会 計 課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 申請のあった年月日
平成20年8月19日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハートケア蒼い風
- 代表者の氏名
中 平 和 子
- 主たる事務所の所在地
飯田市諏訪町52番地
- 定款に記載された目的
この法人は、障害者（児）に対して、生活支援や社会復帰訓練に関する事業を行い、地域保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
小諸南ショッピングセンター
小諸市大字甲字東原田1648-7 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社コメリ
新潟市米山4-1-28
株式会社西友
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢 一	新潟市米山4-1-28
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
コスモファーマシー株式会社	塩之入 盾 和	上田市中央2-17-5
ル・プレ株式会社	塚 田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢 一	新潟市米山4-1-28
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1
コスモファーマシー株式会社	塩之入 盾 和	上田市中央2-17-5
ル・プレ株式会社	塚 田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428

- 変更した年月日
平成20年7月1日
- 届出年月日
平成20年8月1日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友佐久相生町店
佐久市岩村田字観音堂2119-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・アイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 変更した年月日
平成20年7月1日
- 届出年月日
平成20年8月1日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友野沢店
佐久市野沢字一丁田315-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・アイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
株式会社はなおか	花 岡 正 一	上田市中央3-8-1
寺島薬局株式会社	田 口 武	茨城県つくば市天久保2-17-5

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社はなおか	花 岡 正 一	上田市中央3-8-1
寺島薬局株式会社	田 口 武	茨城県つくば市天久保2-17-5

- 変更した年月日
平成20年7月1日
- 届出年月日
平成20年8月1日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
グリーンプラトゥ望月店
佐久市協和字下田119-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社アート建築設計室
佐久市望月15-3
有限会社大田薬品
佐久市望月172
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
有限会社大田薬品	大田 正美	佐久市望月172
有限会社ヤマダ	山田 久子	塩尻市大門幸町700-1
飯島 昇一	—	上田市長瀬1363-24

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワルド・ジェームズ・カレッジ エッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社大田薬品	大田 正美	佐久市望月172
有限会社ヤマダ	山田 久子	塩尻市大門幸町700-1
飯島 昇一	—	上田市長瀬1363-24

- 変更した年月日
平成20年7月1日
- 届出年月日
平成20年8月1日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友御代田店
北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワルド・ジェームズ・カレッジ エッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 変更した年月日
平成20年7月1日
- 届出年月日
平成20年8月1日
- 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友三好町店
上田市御所字石田607-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワ・ド・ジェームズ・カレシ・エッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日
平成20年7月1日
- 5 届出年月日
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
上田塩尻ショッピングセンター
上田市秋和字立石361-2 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社スギウラ
埴科郡坂城町大字坂城6391
株式会社西友
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
株式会社はなおか	花 岡 正 一	上田市中央3-8-1
有限会社塚田呉服店	塚 田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社アイ・トピア	田 中 尚 己	東京都八王子市横川町1120-1
有限会社プラトウ	矢 島 久 和	千曲市大字屋代2451
株式会社甲州屋山田商店	山 田 豊	上田市中央2-5-5
株式会社小森ネット	小 森 繁	東京都杉並区久我山5-38-15
コスモファーマシー株式会社	塩之入 盾 和	上田市中央2-17-5
宮 道 泰 俊	-	長野市三輪4-13-14
真栄食品株式会社	山 田 洋 一	北佐久郡立科町大字牛鹿124-5
斎 藤 正 利	-	小県郡長和町大門1209
株式会社大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
株式会社田原屋	田 熊 太 郎	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワ・ド・ジェームズ・カレシ・エッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社はなおか	花 岡 正 一	上田市中央3-8-1
有限会社塚田呉服店	塚 田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社アイ・トピア	田 中 尚 己	東京都八王子市横川町1120-1
有限会社プラトウ	矢 島 久 和	千曲市大字屋代2451
株式会社甲州屋山田商店	山 田 豊	上田市中央2-5-5
株式会社小森ネット	小 森 繁	東京都杉並区久我山5-38-15
コスモファーマシー株式会社	塩之入 盾 和	上田市中央2-17-5
宮 道 泰 俊	-	長野市三輪4-13-14
真栄食品株式会社	山 田 洋 一	北佐久郡立科町大字牛鹿124-5
斎 藤 正 利	-	小県郡長和町大門1209

株式会社大創産業	矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
株式会社田原屋	田熊太郎	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2

- 4 変更した年月日
平成20年7月1日
- 5 届出年月日
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友上田東店
上田市常田3-300-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
上田蚕種株式会社
上田市常田3-4-57
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
有限会社りき	等々力 哲雄	上田市常田2-16-16

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワ・ド・ジェームズ・カレシ・エッセスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社りき	等々力 哲雄	上田市常田2-16-16

- 4 変更した年月日
平成20年7月1日
- 5 届出年月日
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸子プラッツ
上田市上丸子331-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
昭和建物株式会社
長野市大字高田中村259-2
株式会社泉万
上田市緑が丘3-23-11
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
桜井 八郎	-	上市長瀬3512
株式会社一富士	荻窪 みのる	上田市中央2-3-1
不二毛糸株式会社	湊 文甫	上市長瀬2805-29
有限会社だいまる	柳澤 孝彦	上田市上丸子261-38
有限会社魚久	久田 隆志	上田市上丸子261-38

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレシエフスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
桜井 八 郎	—	上田市長瀬3512
株式会社一富士	荻 窪 みのる	上田市中央2-3-1
不二毛糸株式会社	湊 文 甫	上田市長瀬2805-29
有限会社だいまる	柳 澤 孝 彦	上田市上丸子261-38
有限会社魚久	久 田 隆 志	上田市上丸子261-38

- 4 変更した年月日
平成20年7月1日
- 5 届出年月日
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友真田店
上田市真田町本原614-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
前 澤 安 子	—	埴科郡坂城町大字坂城6741

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレシエフスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
前 澤 安 子	—	埴科郡坂城町大字坂城6741

- 4 変更した年月日
平成20年7月1日
- 5 届出年月日
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
東部中央公園ショッピングセンター
東御市鞍掛上河原83-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
千曲薬研株式会社	田 中 三 夫	東御市常田547
杉 浦 正 和	—	上田市腰越1036-5
有限会社ローズ	竹 内 新 二	東御市滋野736-242
有限会社よしだ	吉 田 一 昭	上水内郡飯綱町大字牟礼2736

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレシエツスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
千曲薬研株式会社	田 中 三 夫	東御市常田547
杉 浦 正 和	—	上田市腰越1036-5
有限会社ローズ	竹 内 新 二	東御市滋野736-242
有限会社よしだ	吉 田 一 昭	上水内郡飯綱町大字牟礼2736

4 変更した年月日

平成20年7月1日

5 届出年月日

平成20年8月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年9月4日から平成21年1月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シルクシティおかや

岡谷市天竜町1-3584 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諏訪倉庫株式会社

岡谷市郷田1-3-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
有限会社ヌーベル梅林堂	中 村 文 明	岡谷市本町3-8-40
吉 村 大 佑	—	岡谷市山下町2-6-5
武 井 雅 子	—	岡谷市東銀座1-12-21

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジェームズ・カレシエツスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社ヌーベル梅林堂	中 村 文 明	岡谷市本町3-8-40
吉 村 大 佑	—	岡谷市山下町2-6-5
武 井 雅 子	—	岡谷市東銀座1-12-21

4 変更した年月日

平成20年7月1日

5 届出年月日

平成20年8月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年9月4日から平成21年1月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友岡谷北店

岡谷市赤羽3-7658-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都豊島区東池袋3-1-1

- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワード・ジェームズ・カレッジ エッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日
平成20年7月1日
- 5 届出年月日
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友諏訪城南店
諏訪市上川2-2061 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワード・ジェームズ・カレッジ エッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日
平成20年7月1日
- 5 届出年月日
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友諏訪湖南店
諏訪市湖南南真志野3585-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1

4 変更した年月日

平成20年7月1日

5 届出年月日

平成20年8月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年9月4日から平成21年1月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオ

茅野市本町東5199 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ちの本町共同店舗事業協同組合

茅野市本町東10-47

株式会社西友

東京都豊島区東池袋3-1-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社エス・エス・ブイ	野 田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
有限会社大和屋	伊 藤 治	茅野市本町東2-20
向 山 カズ子	—	茅野市本町東12-15
有限会社チノ薬品	笠 原 正 秀	茅野市本町東10-47

有限会社カジュアル屋	中 村 光 利	諏訪郡下諏訪町東町575-1
丸興工業株式会社	橋 本 信 幸	神奈川県藤沢市長後1271

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社大和屋	伊 藤 治	茅野市本町東2-20
向 山 カズ子	—	茅野市本町東12-15
有限会社チノ薬品	笠 原 正 秀	茅野市本町東10-47
有限会社カジュアル屋	中 村 光 利	諏訪郡下諏訪町東町575-1
丸興工業株式会社	橋 本 信 幸	神奈川県藤沢市長後1271

4 変更した年月日

平成20年7月1日

5 届出年月日

平成20年8月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年9月4日から平成21年1月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友茅野横内店

茅野市ちの字本田2622-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都豊島区東池袋3-1-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワトド・ジエムズ・カレッジ エッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1

- 4 変更した年月日
平成20年7月1日
- 5 届出年月日
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友富士見店
諏訪郡富士見町落合字一ノ沢10059-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社西友
東京都豊島区東池袋3-1-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社エス・エス・ブイ	野田 亨	長野市川中島町御厨石河原37
株式会社ヤナギヤ	柳 沢 茂	松本市大字島内4660
株式会社アラザククリエイティブ	大 島 康 広	東京都千代田区九段南4-7-13

株式会社ナガタ	永 田 滋 弘	諏訪市大字四賀1832-1
有限会社ミツワ	古 屋 真 一	諏訪郡富士見町落合9984
植 松 由 浩	-	諏訪郡富士見町落合10007
吉 田 義 治	-	諏訪郡富士見町落合9771-53
株式会社シモクラ	下 倉 友 男	諏訪郡富士見町富士見4654
小 林 貞 子	-	諏訪郡富士見町富士見1858
三好種子株式会社	三 好 種 子	諏訪郡富士見町富士見3590
有限会社今井書店	今 井 千 浩	茅野市仲町4-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社西友	イトワトド・ジエムズ・カレッジ エッスキー	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社ヤナギヤ	柳 沢 茂	松本市大字島内4660
株式会社アラザククリエイティブ	大 島 康 広	東京都千代田区九段南4-7-13
株式会社ナガタ	永 田 滋 弘	諏訪市大字四賀1832-1
有限会社ミツワ	古 屋 真 一	諏訪郡富士見町落合9984
植 松 由 浩	-	諏訪郡富士見町落合10007
吉 田 義 治	-	諏訪郡富士見町落合9771-53
株式会社シモクラ	下 倉 友 男	諏訪郡富士見町富士見4654
小 林 貞 子	-	諏訪郡富士見町富士見1858
三好種子株式会社	三 好 種 子	諏訪郡富士見町富士見3590
有限会社今井書店	今 井 千 浩	茅野市仲町4-1

- 4 変更した年月日
平成20年7月1日
- 5 届出年月日
平成20年8月1日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年9月4日から平成21年1月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課